

札幌市清田区民センターの管理に関する協定における新型コロナウイルス感染症拡大に関する 確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）第13条第1項の規定に基づき、平成30年3月8日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市清田区民センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第7条、第26条、第38条及び別表の規定に基づき、札幌市清田区民センター管理業務等仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定める要求水準を満たさない場合の取扱いについて協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 業務仕様書第4-3-(1)の「区民講座」に関して、令和4年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがあある場合、あるいは新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の設置により、実施する部屋等を確保することができず、中止又は延期したものがあある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第2条 業務仕様書第4-3-(2)の「地域住民の交流等を目的とした事業」の開催に関して、令和4年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがあある場合、あるいは新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の設置により、実施する部屋等を確保することができず、中止又は延期したものがあある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第3条 業務仕様書第4-3-(3)の「地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）」の開催に関して、令和4年度は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けることができず、中止又は延期したものがあある場合、あるいは新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の設置により、実施する部屋等を確保することができず、中止又は延期したものがあある場合においては、要求水準を満たさないものとして取り扱わないこととする。

第4条 新型コロナウイルス、あるいは新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の設置に起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和5年3月31日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区南2条西10丁目1001番地1
一般社団法人札幌市区民センター運営委員会
代表者 委員長 山内 睦